

## 新旧対照表〔2022年11月1日実施〕

### 【対象のお客さま】

いいだのでんきM（東京D）、いいだのでんきL（東京D）  
BIGLOBEでんきM（東京D）、BIGLOBEでんきL（東京D）  
UQでんきM（東京D）、UQでんきL（東京D）  
じぶんでんきM（東京D）、じぶんでんきL（東京D）  
グランパスでんきM（東京D）、グランパスでんきL（東京D）  
モストでんきM（東京D）、モストでんきL（東京D）  
PontaでんきM（東京D）、PontaでんきL（東京D）  
JAFでんきM（東京D）、JAFでんきL（東京D）  
SKE48でんきM（東京D）、SKE48でんきL（東京D）  
ANAでんきM（東京D）、ANAでんきL（東京D）  
四季でんきM（東京D）、四季でんきL（東京D）  
ARUHIでんきM（東京D）、ARUHIでんきL（東京D）  
ピクシブでんきM（東京D）、ピクシブでんきL（東京D）  
よみぼでんきM（東京D）、よみぼでんきL（東京D）  
でんきクラブタカシマヤコースM東京D、でんきクラブタカシマヤコースL東京D  
グローバルポイントでんきM（東京D）、グローバルポイントでんきL（東京D）  
ペルソナでんきM（東京D）、ペルソナでんきL（東京D）  
ゆめカードでんきM（東京D）、ゆめカードでんきL（東京D）  
Pontaでんき2M（東京D）、Pontaでんき2L（東京D）  
めぶきdeでんきM（東京D）J、めぶきdeでんきL（東京D）J  
めぶきdeでんきM（東京D）A、めぶきdeでんきL（東京D）A  
NCでんきM（東京D）、NCでんきL（東京D）

■ でんき契約約款（東京電力・auEL）

改定前（旧）	改定後（新）
<p><b>3 定義</b>            (略)            (7) 再生可能エネルギー発電促進賦課金                電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。            (略)</p>	<p><b>3 定義</b>            (略)            (7) 再生可能エネルギー発電促進賦課金                再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。            (略)</p>
<p><b>附 則（実施期日）</b>            このでんき約款は、2022 年 7 月 1 日から実施いたします。</p>	<p><b>附 則（実施期日）</b>            このでんき約款は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>

※「いいだのでんき」、「BIGLOBE でんき」、「UQ でんき」、「じぶんでんき」のでんきサービスをご契約のお客さまは、各でんきサービスの料金表をご確認ください。

※「いいだのでんき」、「BIGLOBE でんき」、「UQ でんき」、「じぶんでんき」以外のでんきサービスをご契約のお客さまは、「でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表」をご確認ください。

## ■ でんき契約約款（東京電力・auEL） 料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）<b>および回避可能費用単価等を定める告示</b>により定めます。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>（略）</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>（略）</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>

<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り、かつ、66,300 円以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 66,300 円を上回る場合平均燃料価格は、66,300 円といたします。</p> <p>燃料費調整単価 = (66,300 円 - 44,200 円) × <math>\frac{(2)の基準単価}{1,000}</math></p> <p>(略)</p>	<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p><b>附 則 (実施期日)</b></p> <p>この料金表は、2022 年 9 月 1 日から実施いたします。</p>	<p><b>附 則 (実施期日)</b></p> <p>この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>

■ でんき契約約款（東京電力・auEL） 料金表（BIGLOBE でんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）<b>および回避可能費用単価等を定める告示</b>により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p>	<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p>

<p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り、かつ、66,300 円以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 66,300 円を上回る場合平均燃料価格は、66,300 円といたします。</p> <p>燃料費調整単価 = <math>(66,300 \text{ 円} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}</math></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p><b>附 則 (実施期日)</b></p> <p>この料金表は、2022 年 9 月 1 日から実施いたします。</p>	<p><b>附 則 (実施期日)</b></p> <p>この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>

■ でんき契約約款（東京電力・auEL） 料金表（UQ でんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p><b>12 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）<b>および回避可能費用単価等を定める告示</b>により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p><b>12 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p><b>13 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p>	<p><b>13 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p>

<p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り、かつ、66,300 円以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 66,300 円を上回る場合平均燃料価格は、66,300 円といたします。</p> <p>燃料費調整単価 = <math>(66,300 \text{ 円} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}</math></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p><b>附 則 (実施期日)</b></p> <p>この料金表は、2022 年 9 月 1 日から実施いたします。</p>	<p><b>附 則 (実施期日)</b></p> <p>この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>



■ でんき契約約款（東京電力・auEL） 料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）<b>および回避可能費用単価等を定める告示</b>により定めます。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>（略）</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</b>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>（略）</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の<b>利用の促進</b>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>（略）</p> <p>□ 燃料費調整単価</p>	<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>（略）</p> <p>□ 燃料費調整単価</p>

<p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り、かつ、66,300 円以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 66,300 円を上回る場合平均燃料価格は、66,300 円といたします。</p> <p>燃料費調整単価 = <math>(66,300 \text{ 円} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}</math></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p><b>附 則 (実施期日)</b></p> <p>この料金表は、2022 年 9 月 1 日から実施いたします。</p>	<p><b>附 則 (実施期日)</b></p> <p>この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>

■ でんき契約約款（東京電力・auEL） 料金表

改定前（旧）	改定後（新）
<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>（略）</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>（略）</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>（略）</p> <p>□ 燃料費調整単価</p>	<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>（略）</p> <p>□ 燃料費調整単価</p>

<p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り、かつ、66,300 円以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 66,300 円を上回る場合平均燃料価格は、66,300 円といたします。</p> <p>燃料費調整単価 = <math>(66,300 \text{ 円} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}</math></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p><b>附 則 (実施期日)</b></p> <p>この料金表は、2022 年 9 月 1 日から実施いたします。</p>	<p><b>附 則 (実施期日)</b></p> <p>この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>